

の認識はありましたか。

その認識はありません。

特任教員任用規程第9条を見ますと、③で学部長が授業担当計画を推薦委員会に提出するとありますが、①は推薦委員会は対象者に過去5年間の研究業績の提出を求めると、②は教務委員長が過去5年間の授業実績状況を委員会に報告するとありますけれども、別に①の順番で手続されるとは書いてませんけれども、特任教員の任用申請があったら推薦委員会は必ず組織されて、何らかの対応をするものが大前提になっているんじゃないんですか。

そうとは限らないと思います。

そういう理解ですか。

はい。

被告ら代理人

甲第13号証を示す

主張書面なんですけど、債権者里上さんと大学との争いなんですけれども、里上さんというのは何学部の人か御存じですか。

いや、知りません。

人間科学部じゃないですか。

人間科学部です。

里上事件の場合、具体的に内容をあなたは御存じですか。

細かくは知りませんが、最終的に。

最終的に採用が理事会で否決されたということは御存じですか。

はい、知ってます。

教授会では通ったけれども理事会で否決されたと、これは御存じでしょう。

はい。

そうすると、今回の案件とはちょっと違うんですね。

はい。

乙第26号証を示す

次に、外書購読の件なんですけど、あなたの陳述書を見ますと、何か、大学院の、先ほどの証言では、増やしていくと、こういうふうな供述をされたんですけど、あなたの陳述書の3ページを示します。「現状の担当者での開講が成果を挙げていないことから」という前に、当初の外書購読の趣旨というのは入試対策なんだと、増やすとか何とかということじゃなくて、外書購読の趣旨というのは大学院進学者の入試対策だと、それからして現状の担当者での開講の成果を上げてないことから必要度が低いから廃止するか、特定者に限定されず、大学院出題傾向に明るい人が担当するなどにより、ふさわしい方がいるのではないかという意見がありましたと、こういうくだりがあなたが書かれた文であるんですけど、気になったのは、大学院の数を増やすために、吉井先生が必要かどうかというような、そんな観点の話になったということですか。

いえ、違います。

先ほどの原告代理人の質問とかみ合わなかったので聞きましたが、そうではないんですね。

はい。

陳述書に書かれているということで、このとおりでいいですか。

はい、そうです。

教務委員長というのはどういう立場の方ですか、カリキュラム委員長との違いを御説明ください。

教務委員長は全学的な立場で、全体的なカリキュラム。

全体的なカリキュラム。

全体的な仕組み作りを調整するという役目です。

カリキュラムについて調整するんですか。

カリキュラムじゃなくて、仕組みですね。例えば、演習Ⅰですね、ゼ

ミになりますけれども、適正な教室配置という問題がありますので、全学挙げて、演習 I を同じ時間あるいは同じ曜日で設置しますと大変なことが起きますので。

バッティングが起きると。

はい、そうしたガイドラインを作ってはどうかとか、そういう提案を、全体的な形で運営するのが教務委員長です。

そうすると、教務委員長といったら、大経大には4学部ありますよね。

はい。

どこかの学部と決まってないんですか、特定の学部から選ばれるという。

わけではありません。

そうすると、年度によっては、それぞれ教授の出身母体は替わるんですか。

はい、替わります。

原告代理人

外国書購読の件ですけれども、原告を外そうとした趣旨は大学院の出題傾向にかなった授業ができるようにというところなんですよ。現在はその後どのように外国書購読のあり方を変えたんですか。

今のところはまだ継続はしています。

授業内容は基本的には変わらず。

はい。

原告の授業計画を検討する際のカリキュラム検討委員会を開催する以前に、どなたかから、原告の特任教員の任用は、させるべきだ、あるいはさせるべきじゃないとか、そんな意見は聞いたことはありますか。

ありません。

裁 判 官

カリキュラム検討委員会の委員長をされてたということなんですけれども、今もやられてるのか、どこかでやめられてるのか。